

## 総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

### 1 日時

平成 23 年 1 月 18 日（火曜日）

午前 10 時 0 分開会、午前 11 時 18 分散会

（休憩 午前 10 時 4 分～午前 10 時 6 分、午前 10 時 7 分～午前 10 時 9 分、午前 11 時 4 分～午前 11 時 15 分）

### 2 場所

第 1 委員会室

### 3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、

小野共委員、千葉伝委員、☆ 下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

### 6 説明のために出席した者

(1) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、八重樫税務課総括課長

(2) 警察本部

森本警務部長、小野寺警務部参事官兼警務課長、高橋総務課長、佐藤刑事部長、  
照井組織犯罪対策課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 陳情請願の審査

受理番号第 114 号 所得税法第 56 条の見直しを求める請願

(2) 継続調査（警察本部）

「県内の暴力団情勢と暴力団排除に向けた取組みについて」

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、総務部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 114 号所得税法第 56 条の見直しを求める請願を議題といたします。

その後、当局から説明することはございませんか。

○八重樫税務課総括課長 受理番号第 114 号所得税法第 56 条の見直しを求める請願につきまして、平成 23 年度税制改正大綱において関連する事項が言及されておりますので、この点につきまして、参考までに御説明申し上げます。参考の資料として、お手元に総務委員会資料を配付させていただいております。

平成 22 年 12 月 16 日に閣議決定された平成 23 年度税制改正大綱におきまして、個人所得課税に対しましては、各種控除の見直しや金融証券税制に係る特例の延長について言及されたところであります。

なお、所得税法第 56 条の関係につきましては、その見直しについて直接の言及はなかったところでありますが、お手元に配付しております資料の下のほうにございますとおり、今後の検討事項として、個人の白色申告者に記帳が義務化されることに伴い、必要経費を概算で控除する租税特別措置のあり方、正しい記帳を行わない者の必要経費の控除のあり方のほか、白色申告者の記帳水準が向上した場合における現行の専従者控除について、その専従の実態を踏まえた見直しのあり方について、今後検討を行うことが言及されたところであります。

このことから、帳簿の記帳義務を前提とした青色申告制度は一定の合理性はあると認識していることは、前回 12 月の総務委員会で御説明したとおりであります。今般の税制改正大綱を踏まえ、国においては今後白色申告者の記帳水準の向上を踏まえて、この所得税法第 56 条についても見直しについて検討していくこととなるものと承知するところであります。

以上で説明を終わります。

○関根敏伸委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

(「そんなに問題はないっていうことだね」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 会議を再開いたします。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉伝委員 今県当局から説明もあったところでありますが、どのような検討の中身になるかも、これもいろいろと問題があるかもしれません。私どものほうでも、税制の関係、特にこの所得税法の青色申告、あるいは白色申告というような部分で、一人一人の理解も含めて、十分な検討が、逆に言えば必要だろうと、こういううちの会派の中身であります。したがって、これを即採択ということではなくて、もう一度総務委員会があると思いますので、その間に結論を出したいと、こういう思いがありますので、まずは継続の方向でいかがかなというような今の私の意見であります。

○関根敏伸委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

以上をもって、請願陳情の審査を終わります。

それでは、継続調査の準備の都合上、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 再開いたします。

次に、県内の暴力団情勢と暴力団排除に向けた取組みについて、調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、説明はパワーポイントを使用して行うとのことですので、あらかじめ御了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

○佐藤刑事部長 刑事部長の佐藤でございます。県内の暴力団情勢と暴力団排除に向けた取組みにつきまして、お手元に配付しております資料とスクリーンによりまして御説明申し上げます。

まず私から、県内の暴力団情勢と暴力団排除条例の必要性について御説明申し上げ、その後、組織犯罪対策課長から、2月県議会への提案を予定しております岩手県暴力団排除条例案について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料の表紙をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。県内の治安情勢を見てみますと、刑法犯認知件数は平成13年をピークに減少しており、統計の上では治安が回復傾向にあると言えます。

しかしながら、県内の暴力団情勢を見ますと、平成22年12月末現在、15団体、約400名の暴力団構成員等を把握しており、その勢力は衰えを見せておらず、依然として暴力団組織が存続しており、真に治安が回復していると明言できない情勢にあります。

県内の暴力団につきましては、組織実態を潜在化させ、また暴力団を利用し、あるいは暴力団の活動に協力する、いわゆる共生者と結託しながら資金源活動を多様化させるなど、その活動を大きく変えているところでありまして、特に風俗店や飲食店等からのみかじめ料の徴収を大きな資金源として、その勢力を維持しております。

平成22年5月、県内の運転免許センターと各警察署において、運転免許の更新に訪れた県内居住者1,823名の方を対象に、暴力団に関するアンケート調査を実施しております。調査の結果、約80%、1,469名の方から暴力団に対し何らかの不安を感じているとの回答をいただいております。この結果からも、県民にとって暴力団が潜在的な不安要素であることが明らかとなっております。

これまで警察が進めてまいりました暴力団対策は、主として取り締まりの強化と、それに連動した排除施策の推進に重点が置かれ、警察対暴力団という対決の構図でありました。しかし、暴力団は組織の潜在化、不透明化の傾向を強め、また共生者を巧みに利用して資金源

活動を多様化させるなど、既存の法による規制、取り締まりや捜査手法の見直しだけでは暴力団を壊滅するために十分とは言えない状況にあります。

県民生活に不安と脅威を与えている暴力団を排除し、県民の安全で平穏な生活の確保、そして県内における社会経済活動の健全な発展を実現するためには、これまでの単なる警察対暴力団という構図から、社会対暴力団という構図への転換を進める必要があります。そのためには、県、県民、そして事業者が一体となって、暴力団排除のための仕組みや暴力団との関係を遮断しやすい環境を整備していくことが不可欠であります。

さらには、暴力団を壊滅するとの県民の強い意思をアピールするとともに、今後の暴力団排除を実効あるものとして展開していくためのよりどころ、そして暴力団排除のツールとして活用するため、岩手県暴力団排除条例を制定しようとするものであります。

参考ではあります。暴力団排除条例の制定につきましては、全国において行われているところでありまして、平成22年12月末現在、1道2府24県におきまして既に条例が制定されているところでありまして、以上でございます。

○照井組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課の照井でございます。刑事部長に引き続きまして、条例について説明いたします。その前に、県警本部の暴力団排除に向けた取り組み状況でございますが、平成22年中の暴力団勢力の取り締まり状況について御説明いたします。

平成22年中におきましては、56名の暴力団勢力を検挙しております。対前年比、プラス4名という数字になっております。

罪名別検挙状況について説明いたしますと、一番多いのが覚せい剤取締法違反ということで14名、次に傷害10名、3番目が恐喝の8名、4番目が詐欺の7名という順序になっております。

このほか、暴力団の資金源活動の特徴といたしまして、最近多様化、巧妙化しておりますが、主な内容について御説明いたしますと、偽装離婚によります扶養手当を自治体からだまし取った詐欺事件、風俗営業に対するみかじめ料名下の恐喝、あとは不当要求行為、無届けで貸金を営業した貸金業法違反、同じく無届けで無店舗型性風俗特殊営業、いわゆるデリバリーヘルスでございますが、これを営業した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反などを検挙しております。山口組系の暴力団幹部などを検挙しております。

このように、暴力団の資金源犯罪の手口は巧妙化しておりまして、多様化しているという

実情でございます。

それでは、本条例案について御説明をいたします。お手元にパワーポイントの映像を印刷したものを配付しておりますので、それを御覧になりながら説明をお聞き願いたいと思います。

本条例案の構成について御説明いたします。本条例案は、第1章から7章まで、全部で25条の条文構成となっております。

第1章につきましては、総則、第1条から第5条までの構成となっております、目的、定義、基本理念、県の責務、県民、事業者の責務を規定しております。

第2章におきましては、暴力団排除に関する施策ということで、県の事務事業における措置、県の事務事業から暴力団勢力を排除する、この措置。あとは警察による措置、県民に対する支援、市町村に対する支援、普及啓発活動、このように具体的な施策を規定しております。

第3章におきましては、青少年の健全な育成を図るための措置ということで、第12条と第13条から成っておりますが、第12条におきまして、いわゆる暴力団事務所の開設、運営を禁止した規定を設けております。これは後で具体的に申し上げますが、教育施設と小中学校の敷地 200メートル以内に暴力団事務所を新たに開設してはいけませんよという禁止事項でございます。

次に、第4章について説明いたしますが、これは暴力団を利することとなる取引の制限ということですが、これは簡単に申し上げますと、事業者に対する禁止行為でございます。事業者が暴力団に資金提供するという実態がございますので、それを規制するという内容でございます。第14条から第19条での構成になっておりますが、利益供与の禁止、これは事業者が暴力団員等に利益の供与をすることを禁止しております。具体的にどんなことを規制するのかといいますのは、後で詳しく説明をいたします。

あと、契約時の措置ということで、事業者が契約をする際に、暴力団でないことを確認したり、私が暴力団であることがわかったら契約を解除されても仕方ないというふうな暴力団排除条項を入れるというふうな措置をとっていただく。

第17条につきましては、事業者から暴力団が利益供与を受けることの禁止ということで、受けのほうの禁止ということにしております。

第 18 条、第 19 条につきましては、暴力団事務所について不動産の譲渡に係る措置、いわゆる暴力団事務所につきましては、不動産業者が介入をして知らぬ間に暴力団事務所を開設しているという実情がございまして、これを防止するために、不動産を譲渡する際に暴力団でないことを確認する、あるいは先ほど申し上げましたとおり、暴力団排除条項を入れるという措置を努力義務ですが、規定として入れることにしております。

次に、第 5 章ですが、調査、勧告、公表。先ほど言いましたいわゆる禁止行為で違反した場合に、例えば利益供与の禁止に触れまして暴力団にお金を渡したというような疑いがある事案におきまして、警察が 公安委員会ですけれども、調査、勧告、公表いたします。後で内容については詳しく申し上げますが、第 5 章ではそのような規定をしております。

第 6 章については補則、第 7 章については罰則について規定しております。

第 7 章の罰則につきましては、この条文で唯一罰則を設けますのは、青少年の健全な育成を図るための措置、第 12 条の暴力団の開設運営の禁止、これに違反した者のみでございまして、1 年以下の懲役、50 万円以下の罰金ということで考えております。あとの禁止行為に対する違反につきましては、調査、勧告、公表という行政処分ということで考えております。

以上、条例の構成について御説明申し上げます。

次に、個々の条文について概要を説明いたします。先ほど申し上げました県の責務ということで、総則のほうに規定されますが、県の責務として、関係機関との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を推進するものとするということで、県の責務をここで規定しております。

県の施策ということで、具体的にどのような施策をしていくのかということでございまして、これは第 6 条から第 11 条まで規定しておりまして、主なものを説明いたしますと、県の行う事務事業からの排除、公共工事の入札、物品購入、その他県のすべての契約において暴力団員や暴力団員と密接な関係を有する者を排除するための必要な措置を講ずるということとございます。

具体的には、入札にこういう暴力団員や密接交友者が入っている場合には契約をしない、排除するということとございます。

この第 6 条第 2 項には、公共工事の下請からも排除すると。元請で受けました事業につい



て、下請の業者に暴力団員がいる企業とか、そういうものについても排除いたしますという内容でございます。

第7条につきましては、給付金等からの暴力団排除、給付金と補助金になるわけですが、暴力団などに給付金や補助金が渡らないような必要な措置を講ずるということで、これにつきましては、内容を精査いたしまして、排除に必要なものについてのみ必要な支援や情報提供する方向でございます。

第8条に警察による保護対策とありますが、これは例えば事務所の立ち退き訴訟、訴訟関係者、あるいは暴力団事件の被害者、参考人、これに対する危害防止の警戒措置、あるいは緊急通報装置の設置許可の業務を警察本部長がするというように規定しております。

そのほか第9条から第11条までは、訴訟支援、情報提供、普及啓発活動、これを県が行うということを規定しております。

次、お願いします。それで、県民、事業者の責務ということでございますが、先ほどは県の責務について申し上げましたが、県民、事業者の責務として、この第3条で基本理念というものを規定しておりますが、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、という基本理念を踏まえまして、県民、事業者は次のようなことをしてくださいということで規定しております。

まず県民は、暴力団排除に関する活動に取り組んでください、取り組むことを規定しております。

事業者は、その事業により暴力団を利する、利するといいますのは、勢力の維持、拡大等にならないように事業を進めてくださいよという内容でございます。

県民と事業者の共通事項として、県が実施する施策、これに協力するよう努めること。暴力団員等、これらから不当要求があった場合については、警察や岩手県暴力追放運動推進センターに相談するなど、その排除に努めなければなりませんよと。暴力団排除に関する情報を県に提供するよう努めること。例えば、暴力団の被害に、Aさんが不当要求に遭っていますというふうなことを見聞きしたら、Aさんがこのようになっていますよということで、岩手県暴力追放運動推進センターに相談、通報するなどという措置に努めることという努力義務ということで規定しております。

次に、唯一罰則となる規定でございますが、暴力団事務所の開設、運営の禁止、これは第

12 条に規定してございます。これは、青少年の健全育成の環境を整備するということが大前提の目的でございますが、暴力団事務所、出入りする暴力団の雰囲気、示威運動をする独特の雰囲気、威嚇的な雰囲気から、その周辺は青少年を健全育成をする環境としてはふさわしくない状況でございます。これを排除するために、学校、福祉施設、少年院、公民館、博物館とここに書いてございますが、こういう教育施設等の敷地から 200 メートルの区域におきまして、暴力団事務所を開設したら運営になるわけですが、新しく出してはいけませんということを規定しております。

ただし、これにつきましては、施行前、あるいは対象施設ですから、小学校とか中学校ができる前から暴力団が事務所を建てて運営されていたものについては適用できないと、いわゆる既得権を認めると。財産権の関係等ございまして認めざるを得ないと。今後の開設、運営に対する措置でございます。

次に、第 13 条に規定しております青少年に対する指導ということで、青少年が誤った認識、暴力団は格好いいとかというような認識を持つ青少年もございますので、そのようなことがないように、暴力団の悪性を県民、事業者すべてが指導していきましようということの規定でございます。

具体的には、薬物の乱用の防止、暴力団の影響を受けやすい集団への加入を防止するための指導など、いろいろ警察のほうで責任者講習、薬物乱用防止教室等いろいろあるわけですが、それで指導していくというものでございます。

次に、事業者の禁止行為ということで、第 14 条から第 16 条まで規定しておりますが、これにつきまして、ポンチ絵で少し説明をしたいと思えます。事業者は、暴力団員または暴力団員が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する目的で利益を供してはならない。あるいは、暴力団の威力を利用したことに対し、利益を供与してはならない。法律用語で書いておりますので、すぐにぴんときませんが、例で説明いたしますと、例えば貸金業者から A という者がお金を借りてなかなか返済をしない、暴力団を利用してちょっと取ろうということであるのが、債権取り立てのためにお金を渡して頼む、まさにこの行為が第 14 条第 1 項第 1 号行為です。暴力団の威力を利用する目的で債権取り立てのために暴力団に現金を渡して依頼する。

もう一つは、利用したことに対して利益を、取り立てをしてもらったからお礼として金をやる、行為が完了したからということがこの第 2 号の供与でございます。

次に、暴力団の運営に協力する目的で、相当の反対給付を受けずに利益の供与をしてはな

らない。これは、どういうことかといいますと、いわゆる暴力団がただで襲名披露をしますよと、会場が欲しいと。では、暴力団と親交のある〇〇ホテルの何々宴会場を使おうということで、その宴会場の経営者、ただで、対価を取らない、相当の対価を受けずにただで使わせるという行為がこの第2項の禁止行為でございます。これを事業者が行った場合につきましては、調査、勧告、公表という措置をさせていただくということになります。

次に、上の三つとはちょっと違いまして、社会的な悪性が弱いということで、これについては努力義務、してはならないという規定ですが、事情をしながら暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならないということでございますが、具体的には、例えば暴力団がつける菱形のバッジ、これは使う理由も、だれが頼むかもわかっておりますが、このバッジを20個つくってくれということでバッジ屋さんに頼んで、これをつくってあげるといふことも、それはいけませんよということで禁止と。ただし、不法なお金は渡っていないということで努力義務として規定しております。

次に、暴力団の威力の利用の禁止ですが、これは第15条に規定してありますが、これは具体的に言いますと、例えばAスナックでお客さんがツケ飲みして払わない者がいる。その払わない者に、実は全然暴力団を知らないママさんが、私のところでは、〇〇組を知っているのよ、払わないとひどい目に遭うわよというふうな、暴力団のふんどしを利用して、ツケ飲み代を取るといふような行為はいけませんよということでございます。

契約時の措置、これは事業者の方にやっていただきたいという努力義務で規定していますが、例えば一つ目として、契約の相手方が暴力団でないことを確認する。2番目には、相手方が暴力団と判明したときは、催告をしないで契約を解除しますよという規定を契約書の中に盛り込んでいただくようにする。そして、こういう措置をした後で暴力団員であることがわかった場合については、速やかに契約を解除してくださいよという規定でございます。

事業者の禁止行為というのは、いわゆる暴力団が存在し続ける理由といいますのは、彼らが組織を維持する金が渡っているということでございます。これを断たない限り、暴力団は永遠にこの社会にはびこるということで、この規定がこの条例案の一番中心をなすもので、暴力団排除が加速して進んでいくのではないかとこのように考えております。

次に、不動産の譲渡等をしようとする者の措置、第18条、第19条に規定しておりますが、暴力団事務所、岩手県内にも15団体の組織がございますので、それぞれ暴力団事務所を構えております。このような暴力団事務所につきましては、不動産のいわゆるブローカー、これが介入してひそかに、売り主がわからないままに売ってしまったが暴力団であったということがよくございます。そういうことを防止するために、不動産の譲渡、貸し付け、こ

の契約をしようとする者は、先ほどの事業者のところでの契約でもございましたが、相手方に対して、不動産を暴力団事務所として使用するのではないですねということを確認をします。そして、その不動産について、契約書の中で用いてはならないこと、さらには用いられたことが判明したときは催告をしないで解約、解除する、買い戻しできることを契約書の中に盛り込んでいくという内容でございます。こういうことをした後に暴力団事務所として使われていることがわかった場合は、速やかに解除して買い戻しをすることというふうに努力義務として定めております。

次に、不動産の譲渡、代理、媒介をする者ということですが、これは不動産業に限ったことではないのですが、主に不動産業を営む者に対する規制でございます。譲渡しようとする者に対して助言その他適切な措置を講じなければならないということですが、これは例えば売り主の人に暴力団排除条項の入っている契約書で契約を結ばせるとか、そういう措置を不動産業者の方はしてくださいという内容のものでございます。

次に、禁止規定でございますが、何人も、その不動産が暴力団事務所として使われているということを知っていながら譲渡等の契約をしてはだめですと。あるいは、不動産のように代理、仲介をしてはいけませんよということが第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項に規定されております。

以上が大体の規制内容ですが、罰則と行政処分ということで、先ほど申し上げましたとおり、この条例案を受けまして、罰則を適用するのは第 12 条の暴力団事務所の開設、運営の禁止違反についてのみでございます。あとの禁止行為、事業者の暴力団に対する利益の供与、債権取り立てのために暴力団に金を渡して借金を取り立ててもらおうというような方がおりますと、違反した疑いがあるときには公安委員会は調査をいたします。調査をいたしまして、なるほどその事実が確認できましたときには、やめてくださいということで勧告をいたします。勧告をしても、なお取り立てを依頼してばんばんもうけるような業者がいれば、公表ということで、県報のほうに何月何日、A金融は山口組のこういう人に金取りを頼みましたというふうな内容を公示することになります。公表する内容については、これから具体的な検討をいたすところであります。

あとは、調査を命じられた者が調査に応じなかった場合、虚偽の回答をした場合、勧告を受けたが従わなかった場合は公表するという内容になっております。

以上、条例案の内容について説明をいたしてまいりましたが、本条例案につきましては、先ほど刑事部長からの説明にもございましたとおり、平成 22 年 12 月末現在で、全国 27 道府県で既に制定されております。東北では、宮城県が平成 22 年 12 月に制定をいたしてお

ります。

この条例の制定によりましてどんな効果があるのかといいますと、大きく三つの成果があると考えております。一つは、社会対暴力団という新しい暴力団対策に対する構図が構築できる。これまでは、警察対暴力団ということで進められてきたというふうに見ておりますが、これからは、県、県民、事業者が一体となってこの県土から暴力団を排除するための施策を一緒にやっていきたいと思いますということで、この構図がつくられると。

第2番目に、資金源対策の推進、暴力団の資金源を遮断するというので、何よりも暴力団を枯渇、命をとめるには金が渡るのを防ぐというのが一番でございます。事業者の方が暴力団に利益を供与し現金を渡すといったことがないように規制をして、警察がやってはだめですよという根拠づけになりますし、あるいは嫌々ながら暴力団につき合いということでみかじめ料を出している飲食店もでございます。その方につきましては、この条例ができたからやめたいということできちっと断れるという、暴力団排除規定をツールとして活用していただけると。

3番目には、暴力団事務所の開設の抑制ということで、先ほど申し上げましたが、知らぬ間に暴力団事務所が隣にできていたということのないように、その暴力団事務所ができるに当たっては、仲介をした不動産業者、ブローカーがおります。そういうふうな者に対してもちゃんとした行政の処分ができるということで開設の抑制ができるというふうと考えております。

以上、御説明申し上げましたが、この条例の一番最終的な目的とするところは、県民の安全な平穏な生活を確保し、県内における県内経済の健全な発達、これを目指しているものでございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○千葉伝委員 ありがとうございます。ぜひ一日も早く、こういった条例が必要だというふうな思いであります。

この条例の名称、(仮称)となっておりますが、ほかのほうの名称は、大体はこういう暴力団排除条例という格好になっているのでしょうかというのが一つです。

中身についてちょっと確認というか、それぞれの県の責務とか県民、事業者の責務とかあって、そういう暴力団なり、あるいは暴力団関係者とかということで、それがわかった時点では、例えば契約を解除するなり破棄するなり、そういうことをしましよと、こういうことなのですが、一般の県民は、相手が暴力団かどうかという確認はなかなか難しいのではないかと、私自身も。そういった場合に、どういう手だてで確認をすることができるのか。

こういった場合に、例えば県警に行けばそういった名簿が見られるのかとか、こうなってくると、個人情報保護とか何かということで、そんなのに個人情報があつていかどうか個人の見解ですが、いろいろとそういうようなことが出てくるということで、いわゆる県民がそういった情報をどうやって知り得ることができるかということで、県警の相談窓口とか、いろいろと今でも相談窓口あると思うのですが、この暴力団対策としてのやり方についてどういうふうなことになるのでしょうかというのが二つ目。

もう一つは、第3条の基本理念のところでしたか、暴力団員等ということで、県民と事業者の責務の中に、括弧して暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と。この5年を経過しない者だけが暴力団員というふうな位置づけになるかどうか、この5年という中身がどういうことなのかを教えてください。以上です。

○照井組織犯罪対策課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず第1番目の名称についてでございますが、この条例につきましては、岩手県暴力団排除条例という名称になってございますが、他県の例、27道府県を見ましても、端的に暴力団を排除するのだと一目瞭然でわかるということで、この形態、都道府県の名称を付した、このような名前で条例が制定されております。

次に、県民の目からどうやって暴力団というものが知り得るのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、事業者に対して、契約してはいけませんよという努力義務を課すわけですが、具体的には先ほども申し上げましたとおり、警察署あるいは岩手県暴力団追放推進センター、これに対する相談、いわゆる契約のときに、風体あるいは関係者、うわさとしてこういう者から聞いたのですが、この人は暴力団ではないですかということがあれば相談をしていただいて、それで警察、岩手県暴力団追放推進センターのほうで確認をしてということになります。それで具体的に、前からこの人は暴力団だということについては、個人のプライバシー等ございまして、事前にはお示しできないというふうを考えております。

次に、第3番目、暴力団員等、先ほどパワーポイントで説明した際、暴力団員等というこ

とで、暴力団組員と、5年を経過しない者ということでございますが、なぜこの縛りをしたかといいますと、暴力団組員といいますのは、今、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律ができた関係で、すべからず自分は暴力団ではないということで偽装して破門、あるいは脱会するということがございます。その上でなおかつ水面下で資金源活動をやる、暴力団の看板を使って、威嚇をして資金を得るという形態がございまして、5年はある程度の期間は見なければならないということで、これが他の法律、貸金業法の欠格事由につきましても、そのように5年を経過しない者については欠格事由ということで営業をさせない規定になっておりますので、そういう考えから、5年間は暴力団員としてみなすということで規定してございます。以上、3点でございました。

○千葉伝委員 ありがとうございます。名称についてはもう全くこのとおり、端的な名前がついたということで了解しました。

契約の中で、一つは、契約前にわかれば一番、もう当然契約しないよという話なのですが、契約した後の対応として、こういった場合は当然民事も含めたいろいろな、場合によっては裁判とかいろいろなことも起こり得るのかなと思います。そういった場合に、相手の暴力団、それから一般の県民としての契約がこの条例の中では、そういう規定では、解除しなさいとかと書いているけれども、実際にやっぱりそれは警察のほうでは支援はするようなことは当然あるかと思うのですが、あとは個人が民間の弁護士とか何かと相談してやりとりをするということになるのでしょうか。

○佐藤刑事部長 この訴訟等の支援につきましては、県の岩手県暴力団追放推進センター、昔の岩手県暴力団追放県民会議、こちらのほうに訴訟費用ということで補助金等が入っております。民事事件になりましたらば、警察は直接タッチできませんので、岩手県暴力団追放推進センターが訴訟をバックアップするということで、訴訟費用の貸し出し、それから弁護士さんの紹介、こちら辺の援助を行ってバックアップするというふうなシステムになっております。

あと、事前の契約につきましてですけれども、先ほど個人情報関係で話がございました。関連でちょっとお話しさせていただきますと、岩手県暴力団追放推進センターのほうでは新聞記事、いわゆる暴力団がこういうことをやりましたよ、山口組系の組員がこうやりましたよというふうな新聞記事等を全国的にストックしておりまして、警察が把握している情報を公表するということになりますと個人情報の保護に関する法律の関係に触れますけれども、そういう資料を岩手県暴力団追放推進センターのほうでストックしておいて、一部こういう記事がありますよというふうな格好でアドバイス等やって、暴力団かどうかのヒントを与えるというふうな活動しております。以上でございます。

○阿部富雄委員 かつて今から何年くらい前でしたか、10 年前くらい前になるのでしょうか、暴力団対策法というのができまして、今回の条例案とその暴力団対策法のかかわりというのはどのような関係になっておられるのでしょうか。

それから、今もお話がありました、暴力団対策法ができたときに、岩手県暴力団追放県民会議というものができまして、今お話しされたような中身のことで対応してきているのですが、この県民会議、今は岩手県暴力団追放推進センターではどの程度の相談というのが寄せられているのでしょうか。

それから、今千葉伝委員がお話しされた、県民あるいは事業者への義務づけの関係ですね。第 16 条、取引の相手方等が暴力団でないことを確認すること、それから第 18 条の相手方に対してその不動産を暴力団事務所として用いるものでないことを確認することということは、通常の契約では考えなくてもいいということですね。暴力団らしいということがわかるといような場合には、この努力義務が課せられるけれども、通常の契約ではこの条項というのは努力義務として課せられないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○佐藤刑事部長 まず、暴力団対策法との関係でございます。委員御承知のとおり、暴力団対策法は平成 3 年に法が制定されまして、平成 4 年に施行になっております。基本的には指定暴力団の違法行為の中止命令ですとか、行政処分等で規制して、それに違反した場合には罰則を課するというふうな暴力団対策法の構想になっておりまして、例えば不当要求行為ということで、指定暴力団員が指定暴力団の威力、いわゆる山口組の菱形のバッジをかざして、おれはこういう暴力団だということで金銭的要求をした場合、金銭的不当要求と申しますけれども、そういう場合には各警察署長のほうから、そういう行為は違反ですよ、中止しなさいということで中止命令をかけます。

先ほど青少年の暴力団への勧誘の関係で話がありましたが、青少年を指定暴力団員に加入勧誘するという場合にも中止命令を出すというふうな格好で、やめなさいということで警察署長の権限で中止命令をかけてそれを阻止するというのが基本的な暴力団対策法の構造になります。

これにつきましては、再発防止命令ですとかいろいろな付随する行為があるのですが、今回の条例につきましては、その暴力団対策法で直接規定の対象にならない周辺行為、直接法で規制できない部分を補足するような格好で条例を制定する。例えば暴力団事務所の開設の関係なのですが、暴力団対策法では対立抗争事件等があった場合に、その暴力団事務所の使用を禁ずるといような命令はできます。ただし、暴力団対策法では暴力団



事務所を学校の周辺何メートル以内に開設してはなりませんよという部分は規定していません。ただ、そのまま放置していいかといいますと、やはり学校の周辺に暴力団事務所があると、不良っ気のある者が、御承知のとおり、そちらのほうに出入りして、例えば暴走族少年なんか出入りして、どうしても身内に引き込まれてしまうというようなことがありますので、そういう暴力団対策法で規制できない周辺の不当な行為といいますか、そういうものを阻止しようというのが条例の規制の対象ということになります。

県民等の義務の関係につきましては、組織犯罪対策課長のほうから御説明を申し上げます。

○照井組織犯罪対策課長 それでは、委員の御質問、岩手県暴力団追放推進センターに年間どのぐらいの相談件数があるのですかというお尋ねでしたけれども、年間約 100 件ほどの相談が寄せられております。この中で、過去においては恐喝事件の被害者という方が相談に見えたこともありまして、事件化をお聞きして検挙したこともございます。

次に、第 16 条のいわゆる暴力団でないか確認するということは、通常の、いわゆる暴力団と疑われるときだけでいいのですねというお尋ねでしたが、例えば暴力団事務所につきましては、暴力団が事務所を出す場合は、おれは暴力団だと、あるいは顔に傷があって、さも暴力団という者が暴力団事務所を借り受ける事務はいたしません。よって、結論になるわけですが、通常の業務におきまして、不動産契約を結ぶ際に、契約書の中に暴力団排除条項という、いわゆる私は暴力団ではありません、暴力団ということがわかった場合、暴力団と判明したら、私は催告を待たないで解約されても異議を申し立てませんという契約内容を、暴力団排除条項といいます。それをすべからず契約の中に盛り込んでいただくという努力義務で規定してございます。

ですから、先ほどの阿部委員のお話にありましたように、疑われる、暴力団と疑わしい者のみの契約ということではございませんということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○阿部富雄委員 では、事業者の責務の関係をもう一度お尋ねしたいのですが、一般的な取引についても暴力団でないことを確認するというのは努力義務として課すのだということですが、先ほどお話があったように、なかなかこれは難しいことだと思うのです。ただ、その次の条項で、相手方が暴力団等であると判明したときは催告をしないで契約を解除することができる旨の規定を契約の中に盛り込むのだと。ですから、それで十分事は足りるのかなと。最初から大前提で、暴力団かどうか確認してやりなさいよと言われても、県民は大変難しい対応になってくるのだらうと思うのですけれども、その辺のとらえ方というの

はどのように受けとめていったらいいのでしょうか。

○照井組織犯罪対策課長 そのとおりでございます。契約するときに、いきなり、あなたは暴力団ですかというふうな質問から始まるわけではない、契約書の中にあらかじめそれを規定していただければ、結局契約書の内容を見て契約するというのが契約当事者の義務でございますので、当然その契約書の中に盛っていただければ、その確認をしていただいたというふうに考えております。

○渡辺幸貫委員 今のお二人に関連ですが、今の2番目のやつを、私たちは不動産のときはどこかへ行って買ってくるのです、契約書を。そこのところに既にそれが書いてあればいいのですけれども、わざわざ書く欄などはないですよ、市販されているものに。その辺はどう考えているか。努力義務というのは、非常にあやふやで全く効力がなかったりするのではないかと心配してお聞きします。

○照井組織犯罪対策課長 お答えいたします。

そういう暴力団排除条項を盛っている契約書、これにつきましては、業界の協力を得ましてということで、今、去年暮れから不動産業界、県内2団体ございますが、それをお願いしております。努力義務でございますので、そういうふうにしていただきたいということでございますが、県としては、そういう業界に働きかけまして、すべからくこのような暴力団排除条項を入れていくように働きかけをしていくという考えでございます。

○渡辺幸貫委員 今働きかけるというのですけれども、例えば私が不動産業者で、疑わしき人には従来のやつを、これで契約したらどうですかと言われたら、何となくそれが通過してしまうという不安があるのですけれども、必ずそれを使うのだというところに、努力ではなくて、少し強制的にそういうふうなものを入れるのだというふうには規制できないものなのでしょうか。

○照井組織犯罪対策課長 厳しい規制ということですが、罰則のような規定は、契約の自由ということがございまして、努力義務ということで、県民にお願いして対応していくというふうに考えております。

(「なんか弱いですね」と呼ぶ者あり)

○五日市王委員 先ほどの御説明ですと、平成22年12月末現在で1道2府24県、全部で27の自治体が制定しているということで、岩手が入ると28になるわけですね。そうすると

19、1都18県はまだ制定していないわけなのですが、例えばこの条例があることによって暴力団の人たちが条例のないところに流れていってしまう心配があるのかないのか。あるいは、今回の条例、罰則を設けていることも大きな特徴だと思うのですが、罰則のあるところからないところに人が流れてしまうとか、そういった心配がないのかどうか。それと、残りの19の自治体はどういう状況になっているのか、この条例の制定状況、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○照井組織犯罪対策課長 お答えをいたします。

この条例が制定されていない府県に暴力団が流れていくのではないかという御質問でございますが、例えば不動産の関係で申し上げますと、岩手県の業者のみならず、県内の土地等を扱う不動産業者というふうに県内に限定しておりません。暴力団が条例のないところに流れるという心配ということでございますが、この条例につきましては、今全国的な流れで、ことしじゅうにはほとんどの県で制定される見込みというふうに伺っておりますので、その心配はないかというふうに考えております。

次に、例えば東北6県につきましてもことしじゅうに条例が制定される見込みでございますので、暴力団がその罰則のないところに流れるというふうなことはないというふうに考えております。これは、九州の福岡県の企業に対する暴力団の発砲違法行為、あれを受けてまして、全国的な流れで加速的に進んでおりますので、その心配はないというふうに考えております。

○関根敏伸委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって県内の暴力団情勢と暴力団排除に向けた取り組みについて、調査を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

○飯澤匡委員 ちょっと確認をいたします。実は、年末年始において大変な大雪による被害がございました。平成23年1月14日に総務部総合防災室長と、それから農林水産部農林水産企画室長からこのように事務連絡としていただきました。平成22年12月22日、23日と、それから年末の12月30日から平成23年1月2日までの被害総額を合わせると80億円に及ぶ大被害でございます。これにはIGRが4日間とまった。私は、あえて委員長に申

さなくても、きょうは総務部総合防災室長からこれについて説明があるものと思っており  
ました。ついでには、まだ時間がありますから、委員会の設置条例等法例から、今からでも御  
説明を求めたいと思います。委員長によって取り計らいをお願いします。

○関根敏伸委員長 暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○関根敏伸委員長 では、再開いたします。

まず、県警本部の皆様、退席されて結構でございます。

この際、何かございませんか。

○阿部富雄委員 せっかくその話が出たから、あした県政調査会があるのだから、委員長の  
ほうから、委員長という立場でなく個人的な立場でもいいから、委員会ではこういう話が出  
たので。

○関根敏伸委員長 今改めて再開後言っていただければ、一任をいただけるのであれば、こ  
ういうやりとりがあったことは伝えたい。

○阿部富雄委員 今休憩中ですか、今。

○関根敏伸委員長 再開しております。

○阿部富雄委員 それでは、今回の大雪等の自然災害による被害がかなり出て、総務委員会  
でも大きな課題として出されておりますから、ぜひ委員長のほうから、あす県政調査会が開  
かれる予定になっておりますので、県政調査会の中で被害状況の説明なり、対応状況につ  
いて説明をいただくということでお話をしていただければ、今出された意見が生きるの  
ではないかなというふうに思いますので、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

○関根敏伸委員長 ただいまの阿部富雄委員の意見につきましては、委員長として承りま  
した。この議論の経過につきましては、執行部のほうに申し入れたいというふうに思います。  
御了承願います。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長　ほかになれば、以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。